

○議員提出議案第2号 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝議会運営委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本議員提出議案は、梅村議員ほか3名から提出されたものであり、その内容は、本市の厳しい財政状況を鑑み、市民に負担を強いる前に、まずは議員自ら身を切る改革が必要であり、去る6月定例会において提案し、審議を経た内容と同一であるものの、再度議論を願うものであり、令和5年4月30日まで、すなわち今期中の臨時特例として、議長の報酬を56万1千6百円、副議長を53万2千8百円、議員を48万9千6百円に、一律20%、減額する条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、削減率の根拠を中心に論議し、慎重に審査を行ったところであります。まず、20%の減額については、議案提出者が属する政党の方針や選挙の際の公約が根拠であるとの説明がなされたわけであり、これに対し、財政状況が厳しいとの見解で提案されているにも関わらず、20%という削減率の根拠が明確に示されなかったこと。

また、近年、一般会計においては黒字を堅持しており、今後の財政状況の見通しについては様々な視点から議論されるべきものであるが、削減率の根拠が政党の方針や公約であるということのみをもった提案では、議員報酬をなぜ削減していかなければならないのかをはじめ、理解することは困難であること。あるいは、議員報酬のあり方については様々な意見、議論があることは承知しているが、まずもって議員自らが報酬に見合う、また、それ以上の活動を行っていくことが第一であり、地域に根ざしつつ、より多くの市民の声を聴取し、市の発展、市民サービス向上のため、今後必要な新たな政策、施策を提案、実現するという実のある改革を目指し、議員活動を積極的に行っていくべきことこそが重要であることなどから、賛成少数により、否決すべきものと決した次第であります。

なお、今回、前回の定例会において否決された内容と同一の議員提出議案が提出されたわけであるが、これは異例であり、提案にあたっては十分な説明と根拠が求められることから、慎重な姿勢を持つべきであるとの意見が出されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。